

光学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則

1. 光学区まちづくり構成団体から掲載依頼要望の掲載について
 - 1) 「ホームページ掲載・更新 申請書」は不要とする。但し、光学区HP運営委員会に掲載可否を申請時に明確に伝えること。
 - 2) 掲載する場合は、光学区まちづくり推進委員会構成団体が、責任を持って「プライバシー保護のガイドライン」に則ってチェックし、光学区HP運営委員会に掲載依頼する。
2. 公民館が作成した物（公民館だより・公民館行事・実行委員会行事等）の掲載について
 - 1) 「ホームページ掲載・更新 申請書」は不要とする。
 - 2) 光学区HP運営委員会の審議は行わず。公民館が責任を持って掲載出来る。
3. 公共団体（県・市・社会福祉協議会・警察・消防署・市自治連等）からの回覧物等の掲載について
 - 1) 「ホームページ掲載・更新 申請書」は不要とする。
 - 2) 光学区HP運営委員会の審議は行わず、掲載出来る。
 - 3) 公共団体独自のホームページに掲載されている場合は、リンクで繋げる。
4. 上記1. 2. 3. 以外の掲載について
 - 1) 依頼元は責任を持って「ホームページ掲載・更新 申請書」を作成し、光学区HP運営委員会に提出する。
 - 2) 提出された「ホームページ掲載・更新 申請書」を基に、光学区HP運営委員会は掲載の可否判断および訂正・修正箇所があれば依頼元に連絡し校正を求める。
5. その他
 - 1) 光学区HPの掲載内容に関する責任は、掲載依頼者が担う。
 - 2) 回覧物以外のもの（各実行委員会行事の写真等）を掲載することもある。
 - 3) 光学区HP掲載については、公平性・統一性・一貫性を確保する
6. レンタルサーバー利用料金について
 - 1) 光学区HP公開に必要なレンタルサーバーの料金は、光学区まちづくり推進委員会事業として計上する。

附則

- | | |
|----|---------------------|
| 制定 | 2021年10月1日 |
| 改訂 | 2021年10月19日 細則全般見直し |